

福祉サービス第三者評価機関認証要領実施細則

とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構（以下「県推進機構」という。）が定める福祉サービス第三者評価機関認証要領（以下「認証要領」という。）の実施細則を次のとおり定める。

1 法人格

- (1) 認証要領 2 (1) アに規定する「法人格」とは、公益法人、特定非営利活動法人、株式会社等の営利法人等をいい、法人の形態は問わない。ただし、法人の定款に第三者評価事業に関する記載があることを要するものとする。
- (2) 前項に定める記載がない場合は、定款の変更準備中である旨及び変更予定時期を文書にて添付すれば認証申請ができるものとする。この場合、認証部会は、定款の変更がなされることを条件として認証する旨の決定をすることができるものとし、定款の変更が実際になされたことを確認した後に、評価機関として認証するものとする。

2 評価調査者要件

認証要領 2 (1) イ (ア) に規定する「次の a 又は b に該当する評価調査者」とは、次の左欄及び中欄の項目ごとに右欄に該当する者をいう。

a, b の区分	細 区 分	該 当 す る 者
a 組 織 運 営 管 理 業 務	3 年以上経験している者	法人組織において、法人の運営方針の決定に関与する役員として 3 年以上従事している者
	同等の能力を有していると認められる者	法人組織内で、部署を統括する監督・管理の地位にあり、部署の運営方針の決定に関与する業務に 3 年以上従事している者又は経営相談等の業務に 3 年以上従事している者
b 福 祉、 医 療、 保 健 分 野	有資格者で当該業務を 3 年以上経験している者	医師、保健師、看護師、准看護師、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保育士の資格を持ち、当該業務を 3 年以上経験している者
	学識経験者で当該業務を 3 年以上経験している者	大学・短大・専門学校において週 1 回以上講義を担当し、かつ、福祉・医療・保健分野の教育と研究に専念（3 年以上）している者

	同等の能力を有していると認められる者	福祉分野の行政職員、社会福祉協議会その他の非営利団体の常勤職員等又は民間企業その他の営利団体の常勤職員等で3年以上の現場経験（相談業務を含む）を有する者、又は、現場経験（相談業務を含む）は有しないが3年以上の福祉分野の勤務経験を有しており福祉サービスが実際に提供されている現場を熟知している者
		有資格者・学識経験者・福祉現場経験等の年数を通算して3年以上の経験を有する者で福祉サービスが実際に提供されている現場を熟知している者

3 「評価調査者に対して定期的な研修機会を確保すること」

認証要領2（1）イ（ウ）に規定する「評価調査者に対して定期的な研修機会を確保すること」とは、評価機関が設置している評価調査者に対して、とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構が実施する研修以外に、定期的に研修の実施、又は研修参加の機会を提供していることをいう。

4 福祉サービス

認証要領2（1）ウ（カ）に規定する「福祉サービス」とは、次の各号に掲げるもののうち、県推進機構が栃木県における第三者評価基準を策定しているものをいう。

- （1）社会福祉法に規定される社会福祉事業として提供されるサービス
- （2）介護保険法で規定される居宅サービス及び施設サービスとして提供されるサービス
- （3）県又は市町村が委託、補助等で関与している社会福祉に関するサービス
- （4）（1）、（2）、（3）で定めるサービスに類似するサービス

5 県推進機構への変更届出

認証要領2（2）で整備する規程等に変更が生じた場合は、評価機関は変更の事由が発生した日から30日以内に「福祉サービス第三者評価機関変更届出書」（別紙3）に変更事項を証明する書類を添付し変更内容を届け出なければならない。

6 認証の有効期間

認証要領3に規定する「県推進機構が定める3か年度」とは、令和2年4月1日を始期とする3か年度ごとの期間をいう。

7 県推進機構への認証辞退届出

認証を辞退する評価機関は、「福祉サービス第三者評価機関廃止届出書」（別紙4）を県推進機構あてに届け出なければならない。

8 定期的な事業報告の時期

認証要領8（1）に規定する「毎事業年度終了後速やかに」とは、毎年4月から翌年3月までの実績を5月末までに報告することをいうものとする。

附則

この細則は、平成18年3月29日から施行する。

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

この細則は、平成23年2月17日から施行する。

この細則は、令和2年4月1日から施行する。